

令和五年内閣府・農林水産省令第四号

内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、次に掲げる業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをい）、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

一 会員の預金の受入れ
二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
三 為替取引

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、農林中央金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社

会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合にあつては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2 金融庁長官及び農林水産大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（親法人等）

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。）第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる法人等を除く。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないことと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の総株主等（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算におい

て所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合

わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

（重要維持管理等）

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

（導入等計画書の届出）

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者が再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあつて

は、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）

ロ 持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。） 組合員（同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下ニにおいて同じ。）が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者）ホ その他の法人等 イ からニまでに定める者に準ずる者

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

第十条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤設備の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行ひ、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わたる場合にあっては様式第五（二）によるものとする。

（法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの）

第十一条 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員、氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が、当百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

（構成設備）

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるもの（以下「他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。」

一 業務アプリケーション

二 オペレーティングシステム

三 ミドルウェア

四 サーパー

（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

(法第五十二条第二項第三号の主務省令で定めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠外国等(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理相等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの)

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である者）の場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日の前二箇月以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

（法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項）

第十六條 法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

（導入等計画書の届出の例外）

第十七條 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合においては、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五條第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げ

る事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしていること。

(期間の短縮に関する通知)

第十八条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わなければならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)

第十九条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わなければならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(法第五十二条第七項の通知の手続)

第二十条 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出日前三月以内に作成されたものに限り。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)

第二十二条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更（特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。）

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更（構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

2 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（二）により行うものとする。

6 法第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八（二）により行うものとする。

(軽微な変更)

第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更（国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。）

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株

主、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第一項第二号ロに該当するものを除く。）

二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 構成設備の供給者の住所の変更
ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）

三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更
ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 再委託の相手方等の住所の変更
ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（変更の報告）

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

- 3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

- 第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員は、身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

- 附 則 この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 附 則（令和五年）二月二十六日内閣府・農林水産省令第五号）

- この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

- 様式第一（第三条関係）

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

届 出 者

代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の確保に資する法律第19条第3項の規定により、届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称又は使用		
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第六条関係）

第 号

解 除 通 知 書

年 月 日

殿

金 澤 庁 長 官
農 林 水 産 大 臣
(公印欄)

経済施策を一時的に講ずることによる社会福祉の増進の推進に関する法律
(令和4年法律第44号)第31条の規定により特定社会福祉事業者としての
指定を解除したので、用紙において適用する同法第50条第2項の規定により、
下記のとおり通知する。

記

名 称	
住 所	
特定社会福祉事業 の 種 別	
指定をした年月日	
指定を解除した 年 月 日	

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要施設の導入を行う場合）

年 月 日

殿

住 所
番 号
代表者の氏名

経済施策を一時的に講ずることによる社会福祉の増進の推進に関する法律第
50条第1項の規定により、特定重要施設の導入を行うので、次のとおり届け出
ます。

3. 特定重要施設の概要

特定重要施設の名称	
特定重要施設の名称 特定重要施設の名称	
特定重要施設の名称	
特定重要施設を設置する場所	
特定重要施設を使用する場所	

〔記載上の注意〕
1. 「特定重要施設の名称」の欄には、第1条において定める特定重要施設の
うち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要施設の名称」の欄には、同一の種類の特定重要施設から導入を
行う特定重要施設を特定する事項（品名、用途等）を記載すること。
3. 「特定重要施設の名称」の欄には、特定社会福祉情報を定型的に提供する
ための重要施設である品目の名称を特定する事項を記載すること。
4. 「特定重要施設を設置する場所」及び「特定重要施設を使用する場所」の
欄には、それぞれの場所の所在地を少なくとも郵便番号までを記載するこ
ととし、図面に示す事項は、これらに相当するものを記載すること。
5. 特定重要施設の導入の内容及び時期

導入の目的	
導入に 関する 事項	導入に 関する 事項
内容	導入に 関する 事項
時期	導入に 関する 事項

〔記載上の注意〕
1. 「導入の目的」の欄には、特定重要施設の概要を、
当該特定重要施設を特定社会福祉事業者が導入するまでに経ずる者のう
ち、次の（1）又は（2）に該当する者に該当する者であることを、
（1）特定社会福祉事業者が特定重要施設の設置等に同意し、特定重
要施設の設置等の管理その他の特定重要施設の導入に当たって重要な役割を
果たす者
（2）特定重要施設についてサイバーセキュリティに関する実施状況の
調査等の報告行為の防止に関する施設等の設置を要する者であって、当
該特定重要施設の設置等に同意する者
2. 個人である場合には、「私的及び代表者の氏名」の欄には氏名を記
載すること（以下この欄において同じ。）
3. 「設立準備施設等」の欄にはその設立に当たって準備した法を制定した
こととし、以下の欄において同じ。
4. 個人である場合には、「設立準備施設等」の欄に記載する情報は、
当該個人が当該事業の導入及び管理に必要と認められることとなること
である。当該個人は、特定社会福祉事業者に就き、あらかじめ、金融庁長官
及び関係機関に同意し提出することを要することとする（以下この欄
式において同じ。）
5. 「導入の時期」の欄には、1.の（1）又は（2）のいずれに該当する
かを記載した上で、導入の時期を特定する事項を記載すること。
6. 「時期」の欄には、特定重要施設を導入するために必要な一連の行為が完
了し、施設の稼働の開始となる時点であることを、当該時点の所在地で
ある場合には予定年月を記載した上で、「予定」と併せて記載すること。
7. 特定重要施設の導入に関する事項
（1）特定重要施設の設置

私的及び代表者の 氏名	
住所	
設立準備施設等	

（2）特定重要施設の設置等の実施主体等の議決権の5%以上を議決に保有する
者

氏名又は氏名	設立準備施設等又は 設備等	議決権保有割合（%） (議決した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

〔記載上の注意〕
1. 議決権保有割合は、議決の日から2月以内の日における議決権等の議決権の
数に占める割合を、本表以下第3位を超過して記載すること（以下こ
の欄式において同じ。）
2. 「設立準備施設等又は設備等」の欄は、議決権を保有する者が法人である
場合には当該法人の設立準備施設等を、個人である場合には当該個人の設備
等を記載すること（以下この欄において同じ。）
3. 「設立準備施設等又は設備等」の欄に記載する情報は、特定重要施設の設
置が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することである。こと
は、当該個人は、特定社会福祉事業者に就き、あらかじめ、金融庁長官
及び農林水産大臣に直接に提出することを要することとする。
（3）特定重要施設の設置等の実施主体

氏名	年月日	設備等
①		
②		
③		
④		

第		
次		
第		
(記載上の注意)		
⑤ 5月31日及び「国政等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る欄り条第2項第2号に關する情報に、特定重要設施の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することができ。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。		
(4) 特定重要設施の供給者における外国投資等との取引に係る売上高の割合		
年 月 日～ 年 月 日の3年間	該当あり口、該当なし口	割合 (%)
事業年度	外国投資等の名目	
(記載上の注意)		
1. 前項の日の2月前の日以前に終了した最近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設施の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に關する外国投資等との取引に係る売上高の合計額のみを算出し(第5号の口)として算出する場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。		
2. 「外国投資等の名目」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設施の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。		
(5) 特定重要設施を製造する工場又は事業場の所在地		
工場又は事業場の所在地		
所在地		
特定社会基盤事業者は、特定重要設施の購入に当たって、特定重要設施の供給者が自らに對し製造を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所記の工場に關した工場は、事業場において当該供給者が自ら特定重要設施を製造し、かつ、当該特定重要設施の機能を充実にしていることを確認している。		(口)
(記載上の注意)		

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設施を製造する工場又は事業場の所在地を所記又は当該場所の名称を記載すること(以下この欄において「所記」)。

2. 施設項目の内容を確認している場合には、その右欄にある口(口)に印を付けること。

4. 構成設備に関する事項

① 構成設備の増設	
② 構成設備の増設	
③ 代表者の氏名	
④ 住所	
⑤ 設立準備法廷等	

⑥ 名称又は品名	設立準備法廷等又は設備等	議決権保有割合 (%) (確認した時点)
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		

⑬ 名称又は品名	氏名	生年月日	国政等
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			

年 月 日～ 年 月 日の3年間

事業年度 該当あり口、該当なし口 割合 (%)

外国投資等の名目

① 工場又は事業場の所在地

所在地

特定社会基盤事業者は、特定重要設施の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が自らに對し製造を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所記の工場に關した工場は、事業場において当該供給者が自ら特定重要設施を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充実にしていることを確認している。

(記載上の注意)

1. 「構成設備の増設」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該増設を受ける設備すること。

2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の構成設備から購入を行う構成設備を特定する事項(品名又は型番等)を記載すること。

3. 「構成設備の増設」の欄には、特定重要設施が特定社会基盤事業者を安定的に製造するに構成設備に對する取引の増設を受ける旨を記載すること。

4. 構成設備が「工場又は事業場の所在地」の欄に所記の工場に關した工場は、事業場において当該供給者が自ら特定重要設施を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充実にしていることを確認している。

5. 構成設備が「RMA」の登録を受けているクラウドサービスである場合は、(口)から(6)までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に對する記録を省略することとする。

6. (口)の「所記」欄に所記の工場に關して、構成設備の供給者が自らに對し製造を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所記の工場に關した工場は、事業場において当該供給者が自ら特定重要設施を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充実にしていることを確認している。

7. (口)の「生年月日」及び「国政等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

8. 前項の日の2月前の日以前に終了した最近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に關する外国投資等との取引に係る売上高の合計額のみを算出し(第5号の口)として算出する場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

9. (口)の「外国投資等の名目」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

10. 6. 7. 又は9.の欄により報告を受けた特定重要設施の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該報告に關する情報を自らに對し報告することとする。

11. (6)の施設項目の内容を確認している場合には、その右欄にある口(口)に印を付けること。

8. 特定重要設備の導入に当たって特定社会福祉事業者が講ずる特定対策行為を執るための措置に係る事項		
項目	備考	
(1) 特定重要設備又は構成設備の供託者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不十分な変更が加えられることを防止するために必要な管理が行われ、当該管理がなされていることも特定社会福祉事業者が確認できることを制約等により担保している。		
①-1 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業等において、特定重要設備の製造のあるコード等が投入しているほか、も確認するなどの記入検査その他の管理体制が構築されており施設性テストが導入までに実施されることを確認している。	□	
※ 当該特定重要設備の供託者及び当該特定重要設備の構成設備の供託者によって実施されるものを除く。		
①-2 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業等又は特定重要設備の供託者等において、構成設備に設置のあるコード等が投入しているほか、確認するなどの記入検査その他の管理体制が構築されており施設性テストが導入までに実施されることを確認している。	□	
※ 1 特定重要設備の供託者を通じて確認している場合も含む。		
※ 2 当該構成設備の供託者によって実施されるものを除く。		
②-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供託者が特定社会福祉事業者によって製造に用いられる機器にテララップ要件（特定重要設備に最新のセキュリティプログラムが導入されているほか、テララップが適用されているほか、不正プログラム攻撃プログラムを監視しているほか等）を導入することを確認している。	□	

②-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の供託者が特定社会福祉事業者又は特定重要設備の供託者によって製造に用いられる機器にテララップ要件（構成設備に最新のセキュリティプログラムの導入されているほか、不正プログラム攻撃プログラムを監視しているほか等）を導入することを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供託者を通じて確認している場合も含む。		
③-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供託者が、特定重要設備の製造工程（製造工程を含む）において使用できる品質保証体制を構築していることを確認している。	□	
③-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の供託者が、構成設備の製造工程（製造工程を含む）において使用できる品質保証体制を構築していることを確認している。	□	
④-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供託者が、特定重要設備の製造工程（製造工程を含む）における不正な変更や複製の防止について、定期的に試験を行うことを確認している。	□	
④-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の供託者が、構成設備の製造工程（製造工程を含む）における不正な変更や複製の防止について、定期的に試験を行うことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供託者を通じて確認している場合も含む。		
⑤-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供託者が特定重要設備の製造工程	□	

(開発環境を含む。)において、定められた要件は対象がアクセスできないよう、プログラムの複製を禁ずる。開発環境にアクセスする人の入出管理等)かつ論理的バグやシステム上のアクセス制御に適切に制御することを担保している。		
②-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の供託者が構成設備の製造工程（製造工程を含む。）において、定められた要件は対象がアクセスできないよう、アクセス可能な複製を禁ずる。開発環境にアクセスする人の入出管理等)かつ論理的バグやシステム上のアクセス制御に適切に制御することを担保している。	□	
※ 特定重要設備の供託者を通じて確認している場合も含む。		
③-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備をインターネットに接続する場合、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を構築し、その利用がリアルタイムで監視されることを担保している。	□	
③-2 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供託者が、特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置や不正な変更を加えることを防止する体制を構築していることを確認している。	□	
④-1 特定社会福祉事業者は、導入した特定重要設備に不十分な変更やそのおそれがあることを発見した場合、特定重要設備の供託者が同様の調査や不正な変更等に協力することが担保されていることを確認している。	□	
④-2 特定社会福祉事業者は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合、構成設備の供託者が同様の調査や不正な変更等に協力することが担保されていることを確認している。	□	

入札等に能力をすることが担保されていることを確認している。		
※ 特定重要設備の供託者を通じて確認している場合も含む。		
(2) 特定重要設備又は構成設備について、特約の保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供託者であることが確認されている。		
③-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供託者によるサービス保証（設備対応や機密性対応等）が十分に満たれることを確認している。	□	
③-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の供託者によるサービス保証（設備対応や機密性対応等）が十分に満たれることを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供託者を通じて確認している場合も含む。		
④-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備のサービス保証（設備対応や機密性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の提供や必要な調査を自ら行うことを確認している。	□	
④-2 特定社会福祉事業者は、構成設備のサービス保証（設備対応や機密性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の提供や必要な調査を自ら行うことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供託者において担保している場合も含む。		
(3) 特定重要設備又は構成設備について、不正な操作が行われる危険を回避可能な体制がとられており、不正な操作が検出された場合であっても、元来性が維持されているなど、危険の排除に支障を及ぼさない体制となっている。		
⑤ 特定社会福祉事業者は、プログラムの複製の監視が継続できる体制（バグの検出の監視が継続できる体制（バグ	□	

アップの提供、施設管理、施設情報の掲載に「基地区、代表団体の情報等」について、自ら整備している。		
④ 特定社会基盤事業者は、基地区の施設等の情報やコミュニティデザインが策定した後の対応方針・体制（ビルドアップの戦略、定額制・インフラコスト等の削減）を自ら整備している。	☐	
⑤ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備について「特定社会基盤事業」又は「特定重要設備」に関する基本計画を策定し、特定重要設備に付する基本計画を策定することを確認している。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（内委託を含む）の相手方について、基地区の内外を定め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。		
⑥-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者、施設を付する項目に基地区の施設として進めようとする事項を含め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。	☐	
⑥-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者、施設を付する項目に基地区の施設として進めようとする事項を含め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。	☐	
⑦ 特定重要設備の供給者を通じて提供している施設を含む。	☐	
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（内委託を含む）した重要設備管理の適用について、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。		

⑥-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者、施設を付する項目に基地区の施設として進めようとする事項を含め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。	☐	
⑥-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者、施設を付する項目に基地区の施設として進めようとする事項を含め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。	☐	
⑦ 特定重要設備の供給者を通じて提供している施設を含む。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（内委託を含む）の相手方について、基地区の内外を定め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（内委託を含む）した重要設備管理の適用について、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。	☐	

は物品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修受講等）等に関する情報を保有していることを明らかにしている。		
また、特定社会基盤事業者は、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。		
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（内委託を含む）の相手方について、基地区の内外を定め、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（内委託を含む）した重要設備管理の適用について、基地区の内外を区別して受け入れられた業務等の遵守状況を確認している。	☐	

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第四（二）（第九条第一項、第二十一条関係）

納入等計画書（特定重要設備の重要設備管理等を行わせる場合）

年 月 日

地 区

地 区

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

代表者の氏名

2. 重要維持管理等の委託の内容及(時期又は期間)	
重要維持管理等の委託の内容	目的
重要維持管理等の委託の内容	実施時期等
重要維持管理等の委託の内容	実施場所等
重要維持管理等の委託の内容	実施方法等
重要維持管理等の委託の内容	実施時期等
重要維持管理等の委託の内容	実施場所等
重要維持管理等の委託の内容	実施方法等

(記載上の注意)
重要維持管理等の委託の内容は、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、年度・継続性の重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的内容が未定である場合には予定年月を記載した上で、「予定」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準備段階等	

(記載上の注意)
個人である場合には、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること。(以下この形式において同じ。)

2. 「設立準備段階等」の欄にはその設立によって事業した法人を創設した法人は地域の名前を記載すること(個人である場合には当該個人であることを記載すること。以下この形式において同じ。)

3. 個人である場合には、「名称及び代表者の氏名」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会福祉事業等に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することを報告することとする(以下この形式において同じ。)

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の継続率の5%以上を算出して算出する者

名称又は氏名	設立準備段階等又は段階等	継続率保有割合(%) (継続した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)
1. 継続率保有割合は、提出の日前2月以内の日における継続率の算出の算出に算入する。小企業以下第9条を参照して記載すること(以下この形式において同じ。)

2. 「設立準備段階等又は段階等」の欄は、継続率を算出する者が法人である場合には当該法人の設立準備段階等又は段階等に該当すること(個人である場合には当該個人であることを記載すること。以下この形式において同じ。)

3. 「設立準備段階等又は段階等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業等に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	役職等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)
①～⑧は「役員等」及び「役員等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することとする。

が農林水産大臣に連絡に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業等に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

事業年度	年 月 日～年 月 日の3年間	割合(%)
	期首及び、期首として	
	外国政府等の名称	

(記載上の注意)
1. 提出の日より2月以内の日以前に終了した年度の売上高の割合のうち、1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の割合のうち1の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の割合(100分の5以上である場合は「該当あり」)に円を付け、それ以外の場合には「該当なし」に円を付けること。

2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することとする。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業等に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に連絡に提出することを報告することとする。

4. 重要維持管理等の委託に関する事項

重要維持管理等の委託の内容	目的
重要維持管理等の委託の内容	実施時期等
重要維持管理等の委託の内容	実施場所等
重要維持管理等の委託の内容	実施方法等
重要維持管理等の委託の内容	実施時期等
重要維持管理等の委託の内容	実施場所等
重要維持管理等の委託の内容	実施方法等
重要維持管理等の委託の内容	実施時期等
重要維持管理等の委託の内容	実施場所等
重要維持管理等の委託の内容	実施方法等

名称又は氏名	設立準備段階等又は段階等	継続率保有割合(%) (継続した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

	氏名	生年月日	役職等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

この表は、我が国の主要な貿易相手国・地域における外国政府等との取組に係る状況の概況を示す。

事業年度	年 月 日～年 月 日の3年間	
	該当あり□、該当なし□	割合（％）
	外国政府等の名称	

[illegible]

- [illegible]

6. 届期の日2時前までの間に届出に際して上述の3事業年度の収入、いずかはその事業年度のうちに重要経緯事項の再発の疑いがある地方の専らの上昇の傾向のうち1回のみ増加したに属する再発の疑いのある地方の専らの上昇の傾向の割合が100%以下である場合は(5)の「専らの上昇の傾向」に付し、それ以外の場合は「該当なし」に付するに付す。
7. (5)の「再発の疑いのある地方」と「割合」の欄に記載する情報は、重要経緯事項の再発の疑いのある地方の専らの上昇及び専らの上昇の傾向に属する地方の専らの上昇の傾向、そのうち、当該再発の疑いのある地方の専らの上昇の傾向のうち、当該再発の疑いのある地方の専らの上昇の傾向の割合が100%以下である場合は(5)の「専らの上昇の傾向」に付し、それ以外の場合は「該当なし」に付するに付す。
8. 又はその規定により報告を受けた重要経緯事項の専らの上昇の地方は、特定社会事業業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告すること。

5. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会福祉事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（一）（第十条第二項関係）

緊急輸入等届出書（特定重要設備の導入を行った場合）

年 月 日

姓名
代表

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定公益活動の導入を行うことが緊急なやむを得ない場面で必要と理由

(1) 特定公益基盤施設の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあること

① 特定公益基盤施設の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容

② ①により支障及び原因

③ ①より特定公益基盤施設の提供に対して生じた影響

④ ①に対する措置のための緊急に導入を行う必要とあること

⑤ 導入等計画書の提出によつては対応がでなかった理由

(2) 緊急の適用を免れる目的で特定公益基盤施設の実質的な提供に支障が生ずるおそれがあることではないこと

① 生活衛生に関する事項

② (1) 中「緊要な時期」

2. 特定資産取得の経緯	
特定資産取得の経緯	
特定資産取得の名称	
特定資産取得の価額	
特定資産取得を認めた場所	
特定資産取得を行使している	
(記号上の注記)	
特定資産取得の経緯の欄には、第1条において定める特定資産取得の区分、該当するものを選択すること。	
特定資産取得の名称の欄には、当該特定の特定資産取得の名称を記す。なお、特定資産取得の名称を特定事項（品名、書名等）を記載すること。	
特定資産取得の価額の欄には、特定資産取得取得を決定した取得者の特定資産取得の取得時における取得した特定資産取得の取得価額を記載すること。	
特定資産取得を行使しているの欄は、当該特定資産取得を行使している特定の特定資産取得の名称、当該特定の特定資産取得の取得者及び取得者の住所を記載すること。	
特定資産取得を行使しているの欄は、当該特定の特定資産取得の取得者及び取得者の住所を記載すること。	
特定資産取得の取得の内容及び時期	
購入の目的	

[illegible][illegible]

5. 構成設備に関する事項

① 概要	構成設備の名称		
	構成設備の機能		
② 供給者	名称及び 代表者の氏名		
	住所 設立準拠法国等		
③ 当該設備の供給者の 所有権を有する 法人の 名称又は氏名 設立準拠法国等又は 設立準拠地等又は 議決権所有割合（％） （確認した年月日）	名称又は氏名	設立準拠法国等又は 設立準拠地等	議決権所有割合（％） （確認した年月日）
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	④ 設備の 供給者の 役員	氏名	生年月日
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

⑤ 当該設備の 供給者の 役員	年 月 日～ 年 月 日の5年間 該当あり□、該当なし□	
	事業年度 当該設備等の名称	割合（％）
⑥ 当該設備の 供給者の 役員	工場又は事業 場の所在地 （国名及び都道府県）	□
	特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者として製造を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地の記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を実証させたことを確認したことを確認した。	

(記載上の注意)

1. 「構成設備の機能」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の機能の構成設備から導入を行った構成設備を特定する事項（品名又は登録商標）を記載すること。

3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備の供給者が当該設備を安定的に供給するため構成設備が有する固有の役割を果たす用途を記載すること。

4. 構成設備がRAMAの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備がRAMAの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(1)から(6)までのうち当該設備が当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. (3)の「設立準拠法国等又は国等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

7. (4)の「生年月日」及び「役職等」の欄に記載する情報は当該供給者に係る個人情報を開示し得る範囲に、構成設備の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することとする。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを確認することとする。

8. 届出の日より1月前の日以前に終了した年度の実績情報のうち、いずれかの事業年度における構成設備の供給者の売上高の割合のうち当該年度又は当該年度に属する外国法人等との取引に係る売上高の合計額が占める割合が100分の1以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

9. (5)の「当該設備等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することとする。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを確認することとする。

10. アスベストの規制により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該報告による報告を受けた旨を報告することとする。

11. (6)の報告項目の内容を確認した場合には、その正確にあることが分かること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定特許行為を防止するための措置に係る事項

項目	確認
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における報告等の提供で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が知られることを防止するための必要な管理がなされ、当該管理がなされていることと特定社会基盤事業者の機能であることを関係等により担保している。	
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者として特定重要設備の供給者等において、構成設備に製造のあるコード等が組み込まれているか確認するための入力情報その他の情報開示が確保され、かつ、当該特許が導入まで実証されていることを確認している。	□
② 当該構成設備の供給者によって実証されたものを除く。	
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって関係者に提供された情報セキュリティ要件（特定重要設備に属するセキュリティ要件）が適用されているか否か、不正プログラム感染のリスクが低減化しているか否か等）を導入までに実証したことを確認している。	□
③-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって関係者に提供された情報セキュリティ要件（構成設備に属するセキュリティ要件）が適用されているか否か、不正プログラム感染のリスクが低減化しているか否か等）を導入までに実証したことを確認している。	□
④ 特定重要設備の供給者を通じて確認していることを除く。	
⑤-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（製造工程を含む）において、関係者	□

⑤ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実証されたものを除く。

①-2 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者として特定重要設備の供給者等において、構成設備に製造のあるコード等が組み込まれているか確認するための入力情報その他の情報開示が確保され、かつ、当該特許が導入まで実証されていることを確認している。

② 当該構成設備の供給者によって実証されたものを除く。

③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって関係者に提供された情報セキュリティ要件（特定重要設備に属するセキュリティ要件）が適用されているか否か、不正プログラム感染のリスクが低減化しているか否か等）を導入までに実証したことを確認している。

③-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって関係者に提供された情報セキュリティ要件（構成設備に属するセキュリティ要件）が適用されているか否か、不正プログラム感染のリスクが低減化しているか否か等）を導入までに実証したことを確認している。

④ 特定重要設備の供給者を通じて確認していることを除く。

⑤-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（製造工程を含む）において、関係者

きる品質向上活動の开展をしたことを確認している。		
⑤-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程(施工図を含む。)において、信頼できる品質向上活動の开展をしたことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑥-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程(施工図を含む。)において、定められた要見の有無について定期的に随時確認し、要見したことを確認している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程(施工図を含む。)において、定められた要見の有無について定期的に随時確認し、要見したことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑦-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の開発環境(開発環境を含む。)において、定められた要見の有無について定期的に随時確認し、要見したことを確認している。	□	
⑦-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が構成設備の開発環境(開発環境を含む。)において、定められた要見の有無について定期的に随時確認し、要見したことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のインターネット接続と接続する場合には、特定重要設備に、不正アクセスを防止するための機能を有し、その利用マニュアル・ガイドライン等を自ら適切に整備・実施している。	□	
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の導入に際する者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更をすることを防止する制御の手段等が適切であることを確認している。	□	
⑧-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、特定重要設備の供給者が迅速な調査や不具合等に協力することが前提とされていることを確認している。	□	
⑧-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、構成設備の供給者が迅速な調査や不具合等に協力することが前提とされていることを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
(2) 特定重要設備又は構成設備について、定期的に保守・点検等が必要となることがある場合は、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者(以下から少なくとも1名の実数)であること、当該者を確認している。		
⑨-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証(故障対応や機能性保証等)が十分に確保されていることを確認している。	□	

⑤-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者によるサービス保証(故障対応や機能性保証等)が十分に確保されていることを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑥-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証(故障対応や機能性保証等)が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備のサービス保証(故障対応や機能性保証等)が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	□	
※ 特定重要設備の供給者において確認している場合も含む。		
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な変更が行われる危険を把握可能な体制がとられており、不正な変更が検出された場合であっても、迅速に把握されていること、危険の低減に充てる見直し(構成)となっている。		
⑦ 特定社会基盤事業者は、プラットフォームに接続した場合等の特定重要設備にに対する不正な変更が行われるときであっても、後者の提供に接続できる装置(バックアップの提供・隔離管理、異時点間の機能化・移行性、代替手段との連携)について、自ら整備している。	□	
⑧ 特定社会基盤事業者は、設備の脆弱性の検知セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・原則(マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の検証等)を自ら整備している。	□	
⑨ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する	□	

不正なアクセスを監視する仕組みを導入し、適切に実施している。		
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(有償委託を含む。)の相手方について、適合の確認を含め、我が国の法令や国際的に定められた基準等の遵守状況を確認している。		
⑥-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者、導入を行った法人に設置して適当な期間の実績を含め、国内の開発環境や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて製造で確認されている規程等を含む。)に反していなかったことを確認している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者、導入を行った法人に設置して適当な期間の実績を含め、国内の開発環境や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて製造で確認されている規程等を含む。)に反していなかったことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(有償委託を含む。)と主要業務や技術や情報について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑥-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者、外国の法的環境や外部立法の指針(特許的なものだけでなく知財の指針を含む。)によって、特定社会基盤事業者との法的に違反する行為が生じている可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを知的財産により担保している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者、外国の法的環境や外部立法の指針(特許的なものだけでなく知財の指針を含む。)によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との知	□	

前に通知する行為がなされていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要施設の供給者等に対して報告することや関係等により関係している場合、特定重要施設の供給者等を通じて関係している場合を含む。		
⑤ 特定社会基盤事業者は、特定重要施設を設置し又は使用している場所において、施設をメタデータ等に関する情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合は、当該施設の供給者の本企業（供給者の当該企業等の組織上の最終親を直接又は間接に保有する者の本企業を含む。）の位置する場所の法的権限等により、当該施設の供給者等の施設に物理的影響を及ぼさないことを確認している。	□	
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要施設及び構成設備の供給者や委託（有委託を含む。）の相手方に対して、我が国の外部からの影響を排除するに資する情報の提供が求められることを契約等により関係している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、速時に情報提供を受けられることを契約等により関係している。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要施設及び構成設備の供給者の名称・所在地、投資や資本関係等、事業計画の承認、設置又は部品の製造する工場等の所在地、作業に使用する資材の種類・特性性（性能やセキュリティ）に係る関係（技術開発等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により関係している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、速時に情報提供を受けられることを契約等により関係している。	□	

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の欄を満している場合には、□に印を付すること。印を付した項目については、当該欄を満していることが示される欄を記載すること。
2. 構成設備が 3 MAP の種類を有しているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①～②、③～④、⑤～⑥、⑦～⑧、⑨～⑩、⑪～⑫、⑬～⑭、⑮～⑯の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
3. それぞれの項目は同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための機能が実用できると考えられる場合には、当該情報の提供を、それぞれの項目に当該内容の重複を記載して記載すること。
4. ①～②、③～④、⑤～⑥、⑦～⑧、⑨～⑩、⑪～⑫、⑬～⑭、⑮～⑯、⑰～⑱、⑲～⑳の項目の欄を満していることが示される事項は、特定重要施設の供給者又は構成設備の供給者が金融庁官庁及び金融本業大臣に直接に提供することである。このとき、特定重要施設の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要施設の供給者に申し、あらかじめ、金融庁官庁及び金融本業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

様式第五（二）（第十条第二項関係）

様式第五（二）（第十条第二項関係）

緊急輸入等届出書（特定重要施設の重要維持管理等を行なった場合）

年 月 日

殿

住所
名
称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる緊急時の確保の確保に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、重要維持管理等を行なったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要施設の重要維持管理等を行なったことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤設備の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤設備の提供に生じた支障の概要	
④ ①に対する結果のため緊急に重要維持管理等を行なせる必要があった理由	
⑤ 重大な被害等の発生に よっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤設備の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じたものでないこと	

① (1) ①が生じた理由	
② (1) ①が起した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3) 社の事業等に資して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は他の目的の目的のため必要であったこと	
① (1) ①と特定重要施設の提供及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行なせた重要維持管理等の概要	
(4) 特定重要施設の重要維持管理等を緊急に行なせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行なせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によつては (1) ①に対応できなかった理由	

2. 特定重要施設の概要	
特定重要施設の名称	
特定重要施設の名称	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(記載上の注意)

1. (特定重要施設の概要) の欄には、第 1 条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. (特定重要設備の名称) の欄には、同一の種類の特定重要設備から重要維持管理を行なった特定重要設備を特定する事項（品名、型番等）を記載すること。
3. (特定重要設備の概要) の欄には、特定社会基盤設備を安定的に提供するための特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

(2) 重資維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準備期間等又は 国庫等	議決権所有割合（％） （確認した年月日）
①			

1. 議決権保有割合は、算出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数における割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下こ

の構成に以下が関与している。

- ①、設立準備期間等又は当該協会の構成は、協会の発足を待たずある者が当該協会の発足時には当該法人の設立準備期間等を、個人である場合には当該個人の欠格事由に該当すること（以下の構成については同じ）。
- ②、設立準備期間等又は当該協会の構成に關する事項は、協会の発足時等の委託の相手方が金融庁長官及び農林水産大臣に届出を提出することができ、このとき、当該委託の相手方は、特定社会公益事業に対して、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に届出して置くことを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員			
	氏名	生年月日	国籍等
①			

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、選挙権行使等の委託の相手方が金融庁長官及び

び農林水産大臣に直轄に提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直轄に提出することを報告することとする。

年 月 日～ 年 月 日の3期間		
該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国税務等の名称	割合 (%)

1. 届出の日を月曜の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要株主総数の割合の推移を示す有価証券の取組状況

に同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上及び買入の合計額を算合し、前項第(2)号の25以内である場合は「課税あり」と印を付す。それ以外の場合は「課税なし」と印を付すること。

2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、従事期間管理等の要請の相手方から取得された取引及び関係株主大目に直接に提供することが出来る。このとき、当該要請の相手方は、特約会社と親戚関係等にない。あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直轄に提出することを報告することとする。

	行われた重要維持管理等の内容	重要維持管理等の内容に属する事項
--	---	---

附 註	附随の内容	
又 注 釋 文 附	監査録并管理等を行 った又は行っている 場所	

	重要維持管理等を再委託して行われた時期 ※ 2.1.2 参照
--	-----------------------------------

提出方法 西暦の 提出の 提出の	提出の提出	
	提出の提出	
	提出の提出	
	提出の提出	

の こ ら に お き て 本 部 に あ り ま す の 取 組 み を 説 明 し な さ い。	名称又は氏名	設立活動計画等又は 四捨等	議決権保有割合（％） (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		

西 芝 社 の 印 平 方 の 役 員	氏名	生年月日	取締役
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

との取引に係る売上高の割合

[illegible]

- 再び発生した災害に備える事業に必要として、重要財産管理費が支出された場合には、当該財産が災害に備える事業の経費と見做すこととする。
- ②「重要財産管理費」を支出して行った財産又は物品の滅失、損壊に、被災者の「重要財産管理費」の支出額が当該重要財産管理費の支出額に等しい場合には、被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額を算出することとする。
- 第3条の9(4)に規定する、重要財産管理費の支出額に算入する金額（当該重要財産管理費の支出額に算入した15年以内の経費の総額）の減額に当たっては、被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい場合には、当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい金額を算出することとする。
- ③「重要財産管理費」の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい場合には、「備蓄」を算入することとする。
- 第3条の9(4)に規定する、重要財産管理費の支出額に算入する金額（当該重要財産管理費の支出額に算入した15年以内の経費の総額）の減額に当たっては、被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい場合には、当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい金額を算出することとする。
- ④「生活用」及び「設備用」に区分される経費は、被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい場合には、被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい金額を算出することとする。
- 被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい場合には、被災者の重要財産管理費の支出額が当該重要財産管理費の支出額に超過する金額に等しい金額を算出することとする。

- [illegible]

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

[illegible][illegible][illegible]

否む。)に反していないかったことを確認している。		
④＝2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、委託を行った日から起算して過去3年間の継続的な取引の継続状況や信頼性に受け入れられた基準（それに準じて当該で実施されている試験等を含む。）に反していないかったことを確認している。	☐	
※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
⑤ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び特定設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑥＝1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外国主体の法人（株式会社のみではなく有限の法人も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して警告することを契約等により拒絶している。	☐	
⑥＝2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外国主体の法人（株式会社のみではなく有限の法人も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して警告することを契約等により拒絶している。	☐	
⑦ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を行った又は行っている場所において、監視カメラやセンサー等の映像画像を得ることを目的とした監視を設置し又	☐	

は使用する場合、当該施設の供給者の本部署（当該者の当該部署等の当該部署の人数を直接又は間接に保有する者の本部署を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該施設の情報の漏洩のリスクが影響を受けないことを確認している。		
① 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び特定設備の供給や委託（再委託を含む。）の相手方に対して、我が国の法人の再委託の再委託を受けることに関する情報の提供が受けられることを契約等により拒絶している。また、契約締結後、当該相手方について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により拒絶している。		
② 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の部署、再委託、役員や資本関係等、事業計画や業績、重要維持管理等の実施状況、作業二重化する者の組織・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により拒絶している。	☐	
また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により拒絶している。		

【記載上の注意】
1. それぞれの項目の情報を満たしている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該情報を満たしていることを証明する書類を添付すること。
2. それぞれの項目と1.の内容でない場合であっても、情報の特定管理行為を防止するための措置が実施できていると考える場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に該当する情報の欄に記載すること。
3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩については再委託の相手方等に関するものに限り、⑪は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁指定又は特種金融機関に指定されていることである。このため、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方にない、金融庁指定及び特種金融機関に指定されていることを確認することとし、報告を受けた重要

維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第六（第二十条関係）

報告の記録等に関する通知書

年 月 日

報 告 者

住 所
氏 名
代表者の氏名

組織概要を一括的に提示することによる安全確保の確保の徹底に関する法律（第16条第1項（第16条第1項において準用する場合を除く。）第16条第1項、第16条第3項において準用する場合を除く。）の規定により、

年 月 日付 号をもって送付された 緊急導入等提出書
変更の届出書

特定重要設備の導入 内容変更
に係る 重要維持管理等の委託 の 中止 の報告について、下記の
とおり通知します。

記

1. 報告の別（該当分）	□	イ 応諾する。	□	ロ 応諾しない。
2. 応諾しない場合の理由				

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）
個人等計画書の変更の届
（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

館

住所
代表者の氏名

継続施業を一体的に課することによる安全保障の確保に関する法律第54条第1項の規定により、個人等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	個人等計画書の届出をした年月日	
	特定重要設備の種類及び名称	変更の届出又は報告をした年月日（届期あるときは、その直近のもの）	
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

（記載上の注意）

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）
個人等計画書の
緊急導入等届出書
（特定重要設備の重要維持管理等を行う場合）

年 月 日

館

住所
代表者の氏名

継続施業を一体的に課することによる安全保障の確保に関する法律第54条第1項の規定により、個人等計画書の変更（第54条第4項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の提出）を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	個人等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
	特定重要設備の種類及び名称 重要維持管理等の委託の内容	変更の届出又は報告をした年月日（届期あるときは、その直近のもの）	
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

(3) 右の事項から特定重要取引の内容を要約に行うことが該取引の除外又は免免の正当のためであること

① (1) ①と特定重要取引の要約及び特定重要取引に生じた争議の内容

② (3) ①と要約を行った導入との関係

(4) 特定重要取引の導入を要約に行う場合に適当な方法がなかったこと

① 要約に導入を行う以外に検討した他の手段の内容

② 他の手段によっては(1)①に対応できなかった理由

注. 所定の大きさは、日本企業間競争Aとすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(書類あるときは、その提出のもの)」の欄には、この届出を随時、届出又は報告をした届出のものや年月日を記載すること。

2. 特定社会福祉事業法第16条の規定が、金融庁長官及び農林水産大臣に通知に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を通知する書類について金融庁長官及び農林水産大臣に通知に提出することとなる。このため、当該変更をした者は、特定社会福祉事業法又は金融庁長官等の通知の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に通知に提出することと報告することとし、報告を受けた金融庁長官等の通知の相手方は、速滞なく、特定社会福祉事業法に對し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要施設の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急である場合又は緊急でない場合

(1) 特定社会福祉施設の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会福祉施設の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会福祉施設の提供に生じた支障	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった理由	
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができなかった理由	

(2) 規定の適用を受ける目的で特定社会福祉施設の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じた場合又は緊急でない場合

① (1) ①が生じた期間	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を把握できなかった理由	
(3) 地の事業者が委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生を防止のために必要であったこと	
① (1) ①は特定重要施設の提供及び特定重要施設に生じた支障の内容	
② (3) ①を緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要施設の重要維持管理等を行わせる場合に適法な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に選択した案の内容及び理由	
② ①に規定できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第九(一)(第二十五条第一項関係)

導入等計画書の変更の報告書
(特定重要施設の導入を行う場合の導入等計画書の更新をした場合)

年 月 日

所 属

自 己 氏 名
代表者の氏名

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、請求範囲を一括的に譲ることによる緊急保護の確保の確保に関する法律第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日	
	特定重要施設の提供及び支障	変更の届出又は報告をした年月日(書類あるときは、その提出のもの)	
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(書類あるときは、その提出のもの)」の欄には、この届出を随時、届出又は報告をした届出のものや年月日を記載すること。

2. 特定社会福祉事業法第16条の規定が、金融庁長官及び農林水産大臣に通知に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を通知する書類について金融庁長官及び農林水産大臣に通知に提出することとなる。このため、当該変更をした者は、特定社会福祉事業法又は金融庁長官等の通知の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に通知に提出することと報告することとし、報告を受けた金融庁長官等の通知の相手方は、速滞なく、特定社会福祉事業法に對し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）
導入等計画書（緊急導入等提出書）の変更の報告書
（重要継続管理指導等を行われる場合の導入等計画書（緊急導入等提出書）の変更をした場合）

年 月 日
施設
名
所
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等提出書）に添付事項につき変更をしたので、施設監
査を一時的に滞することによる安全確保の確保の確保に関する指導書（重要 4
項（第54条第5項において準用する場合の重要4項）の規定により、次のとおり報
告します。

1. 変更をした 理由	提出年月日	導入等計画書（緊急導入等 提出書）の提出した年月日
	変更の提出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その最遅のもの）	
特定重要設 備の機能及 び名称 重要設備管 理等の責任 者の氏名		
2. 変更事項		
3. 変更の内容		

4. 変更の理由	
5. 変更の時期	
6. 備考	

（記載上の注意）
1. 「1. 変更をした理由」の「変更の提出又は報告をした年月日（複数ある
ときは、その最遅のもの）」の欄には、この報告を除き、提出又は報告をし
た変更のものの提出日を記載すること。
2. 特定社会福祉事業等以外の者が、金融庁及び農林水産大臣に直接に提
出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、
当該変更の内容及び当該変更の内容を担う書類について金融庁及び農
林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者
は、特定社会福祉事業等又は重要設備管理等の責任の所在に拘わらず、あらか
じめ、金融庁及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することと
し、報告を受けた重要設備管理等の責任の所在は、速やかに、特定社会福
祉事業等に対し、報告を受けた旨を報告することとする。
注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第十（第二十五条第三項関係）
特定重要設備の導入を行った後の
構成設備の変更の報告書

年 月 日
施設
名
所
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等提出書）に添付事項につき変更をしたので、施設監
査を一時的に滞することによる安全確保の確保の確保に関する指導書（重要 4
項（第54条第5項において準用する場合の重要4項）の規定により、次のとおり報
告します。

1. 変更をした 理由	提出年月日	導入等計画書（緊急 導入等提出書）の提 出をした年月日
	変更の提出又は報告 をした年月日（複数 あるときは、その最 遅のもの）	
特定重要設 備の機能及 び名称		
2. 変更事項		
3. 変更の内容		

構成設備の 機能	変更前	変更後
構成設備の 名称		
4. 備考		

（記載上の注意）
1. 「1. 変更をした理由」の「変更の提出又は報告をした年月日（複数ある
ときは、その最遅のもの）」の欄には、この報告を除き、提出又は報告をし
た変更のものの提出日を記載すること。
2. 構成設備の提出又は報告を行った場合は、「（変更前）」又は「（変更後）」の欄
に「（追加）」又は「（削除）」と記載すること。
注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第十一（第二十六条関係）

年		月		日		まで有効	
期	年	月	日	年	月	日	
(写真)				経済効果を一時的に減ずることによる完全保証 の提供の意思に関する法律第36条第2項の規定 による立入検査			
				(特 定 場 所)			

経済効果を一時的に減ずることによる完全保証の提供の意思に関する法律第36条第2項の規定による立入検査

1 主務大臣は、第五十一條、第五十二條の規定及び第十條並びに第五十五條第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、関係行政機関の長に対し、その行う関係行政機関の業務に關する必要な検査若しくは資料の提供を求め、又はその職員に、特定行政機関の業務の執行若しくは関係行政機関に立ち入り、当該特定行政機関の業務に關し調査し、若しくは記録し、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の識別のために必要な服装をして行動しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第五十一條、第五十二條の規定による立入検査の場合には、当該関係行政機関の長は、三十万円以下の罰金に処する。

（罰金）

五 第四十九條第五項から第七項まで、第五十八條第二項又は第六十條第一項の規定による罰金若しくは資料の提供をせず、若しくは遅延し、若しくは資料の提供を拒否し、又は当該職員が関係行政機関に對して罰金をせず、若しくは建設的交渉をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは遅延したとき、

（罰金）

（罰金） 罰金の大きさは、日本国憲法に準ずる。